

## 平成 22 年度 第 5 回 富合町合併特例区協議会 会議録

日 時 平成 22 年 8 月 18 日 (水)  
会 場 富合総合支所 3 階会議室

開会時間 午前 10 時 00 分  
終了時間 午前 11 時 45 分

### ○出席委員 (9 名)

|     |         |
|-----|---------|
| 会 長 | 田 中 榮 信 |
| 副会長 | 小 山 一 美 |
| 委 員 | 米 原 靖 雄 |
|     | 野 口 ミナ子 |
|     | 村 崎 博 則 |
|     | 改 原 明 博 |
|     | 松 永 隆   |
|     | 内 藤 信 博 |
|     | 菊 池 博 志 |

○欠席委員 (なし)

### ○参考人

熊本市議会議員 くつき 信 哉

## 平成22年度第5回 富合町合併特例区協議会次第

日 時：平成22年8月18日（水）午前10時～

場 所：富合総合支所 3階大会議室

### 1 開 会

### 2 合併特例区長挨拶

### 3 議 事

〔協 議〕

協議 第 1 号 平成21年度富合町合併特例区一般会計決算について

〔報 告〕

報告 第 1 号 都市計画区域の再編等について

報告 第 2 号 今後の行事予定について

### 4 その他

○ 次回合併特例区協議会について

・開催日時 平成22年 9月 日（ ）午前・午後 時 分

### 5 閉 会

## 事務局

おはようございます。定刻となりましたが、菊池委員さんがPTAの来賓の用務があり、30分ほど遅れるということですので、先に始めたいと思います。協議会の開催に先立ちまして配布資料の確認をしたいと思います。まず1枚紙で「平成22年度 第5回 富合町合併特例区協議会次第」、それと綴じてあります「平成22年度 第5回 富合町合併特例区協議会」の冊子及び「平成21年度一般会計決算附属書」並びに「決算概要」の以上4点を配布しております。資料の過不足はないでしょうか。資料の過不足等がございましたら事務局までお申し出下さい。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり。)

それではこれから会議に入ります。会議の進行につきましては、合併特例区規約第10条第4項、並びに同会議運営規則第4条第1項の規定に基づき、会長であります田中議長にお願い致します。

## 田中 榮信 議長

みなさんおはようございます。先日は、熊本市のおてもやん総踊り大会にご参加を頂いて、大変ありがとうございました。皆さんご苦勞様でございました。大変暑い中ではございますが、これから会議をしたいと思います。

ここからは、私の方で議事進行を勤めさせていただきます。宜しくお願ひしたいと思ひます。

それでは、ただ今から「平成22年度 第5回 富合町合併特例区協議会定例会」を開会いたします。

本日は協議会規約第10条第5項の規定に基づき、参考人として熊本市議会議員のくつき信哉先生にご出席を頂いております。くつき参考人には忌憚のないご意見を頂きたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、本日の会議録署名委員の指名をしたいと思ひます。指名につきましては、協議会会議運営規則第7条第2項の規定により指名をさせていただきます。本日は、「小山副会長」と「米原委員」にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

次に、構成員の出席数についてでございますが、本日は菊池委員が30分程度遅れるというようなことでございますが、他の構成員の皆様については全員出席でございますので、協議会規約第10条第3項の定足数を満たしておりますことを併せてご報告いたします。

それでは、まず初めに、富合町合併特例区長の村崎区長にご挨拶をお願いいたします。

## 村崎 秀 合併特例区長

おはようございます。今年は、かつてないような大変暑い日が続いております。しかしな

がら 6 月から 7 月にかけての台風とか雨の被害もなく、大変一安心しているところでございますが、今後は 9 月、10 月台風の襲来を懸念しておるところです。

協議会構成員の皆さん方には、7 月 31 日のふるさと祭りにご協力、ご声援ありがとうございました。大盛況で多くの方が出席頂いたおかげで、素晴らしい思い出になるような祭りになったと思っております。

それから、先ほど話にありましてとおり、火の国まつりが開催され、約 50 名の方が総踊りに参加して頂きました。熊本市の大きな祭りの中に、富合町の皆さん方もそれぞれ素晴らしい踊りを披露して頂き、協議会構成員の皆さん方にも出席頂きましてありがとうございました。

それから、川尻の精霊流しが 15 日にありました。川尻町からは、富合町ふるさと祭に区長会からおいでになりますので、私も行ってきましたところ、花火で事故がありまして、中断したことが大変残念だったと思っておりますが、伝統ある川尻の精霊流しに招待され私も感動したところでございます。

また、新幹線の車両基地も出来上がりつつあり、今月 21 日 22 日には、見学会の大きなイベントがございます。協議会構成員の皆さん方の努力下、富合町の地元の方も約 800 名くらいの方が見学会に出席させて頂くと思っております。その間に、協議会の皆さん方も段取りとか、また総合支所の職員あたりも受付とか色々手数をかけると思いますが、富合町にかつてないような人が集まってくるので、そのようなところで事故のないように出来ればありがたいと思っております。

新幹線車両基地は全国的に評判が良く、8 月 21 日・22 日の両日で北海道から沖縄まで 6 千人くらいの方がおいでになるようです。多くの方が入られますと大変混雑するかと思いますので、それぞれ事故のないように、進行していただく事をお願いしておきたいと思っております。

今日は協議会で、議案にも提案しております一般会計の決算についてと、併せて報告が熊本市から都市計画の問題が皆さん方に報告があると思っておりますが、この問題については、私も大変懸念をしているところでございます。やはり富合町は今まで市街化調整区域をずっと続けてきながら、大変苦勞してきまして、平成 13 年に熊本都市計画区域から離脱しどうにか開発が出来るようになってきたところに、また、こういう線引きがございますので、大変懸念をしておりますが、都市計画自体を私は否定するものではありませんけれど、十分に協議会と議論を進めて、そして富合地区の皆さん方の理解を得た上で、線引きとかそういうことをしていただく事を切にお願いして、また協議会の皆さん方もそういう事を十分理解しながら、そして今日は熊本市の都市計画課長以下おいでになっておられますので、どうぞ忌憚のないご意見を出して頂く事をお願いしたいと思います。

その他決算についても、事務局から説明いたしますので、どうぞご承認いただくことをお願いしてごあいさついたします。

田中 榮信 議長

ありがとうございました。

それでは、これより「次第3 議事」に入ります。

本日は合併特例区長が平成 21 年度富合町合併特例区一般会計決算を、熊本市監査委員の意見をつけて、合併特例区協議会の認定に付さなければならぬために、議題としております。それでは協議第 1 号、平成 21 年度富合町合併特例区一般会計決算につきまして、事務局からご説明をお願い致します。

事務局

それでは総務班の方で説明させていただきます。少し長くなりますので、座って説明させていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

市町村の合併の特例に関する法律の規定で、合併特例区長は、前会計年度決算を調製し、出納の閉鎖後 3 ヶ月以内に、合併市町村の監査員の審査に付さなければならぬとされております。この審査に付した決算を、合併市町村の監査委員の意見をつけて、合併特例区協議会の認定に付さなければならぬとされております。

今回、平成 21 年度富合町合併特例区一般会計決算について、7 月 13 日から 7 月 20 日において、熊本市監査委員の審査を受け、8 月 12 日付で審査意見書を受け取ったところでございます。監査委員の意見を付して認定をお願いしたいとするところでございます。

それではまず、平成 21 年度富合町合併特例区一般会計決算の概要についてご説明させていただきます。なお今回の合併特例区の決算につきましては、平成 20 年度が通年決算ではございませんでしたことから、前年度決算額との比較が出来ない部分がございます。

それでは、歳入決算の内訳について、ご説明をさせていただきます。

それではお手元の一枚紙の資料、平成 21 年度富合町合併特例区一般会計決算概要について、簡潔にご説明致します。

まず一番上の表(1)決算収支の状況でございます。歳入総額(A) 256,679 千円に対し、歳出総額(B) 231,026 千円で、差引額(C)は 25,653 千円の黒字になっております。また翌年度への繰越(D)がございませんので、同額(C)が合併特例区の実質収支(E)となっております。なお実質単年度収支(J)は、前年度実質収支(F) 5,488 千円を差し引いた額、20,165 千円の黒字となっております。

続きまして(2)の歳入の決算状況について、ご説明申し上げます。一番下の段、合計の欄をご覧ください。歳入総額は 256,679 千円でございます。まず自主財源についてご説明いたします。最初の使用料及び手数料 3,943 千円につきましては、合併特例区が管理しております各種保健体育施設の使用料で、その内訳は、健康づくり総合センター、雁回館でございます。の使用料 3,195 千円、雁回公園使用料 396 千円、屋外運動場使用料が 352 千円となっております。次の財産収入 80 千円につきましては、財産運用収入で、土地貸付収入、電柱敷地料と自動販売機設置料等で 74 千円と、建物貸付収入、自販機設置料 6 千円でございます。

次の繰越金 5,488 千円につきましては、前年度の一般繰越金でございます。最後の諸収入 7,706 千円につきましては、預金利子 82 千円と雑入 7,624 千円でございます。雑入の内訳は、新幹線関連の受託事業に伴う九州電力からの排水路工事施工負担金 7,000 千円と、高齢者学級受講料等の 624 千円でございます。次に依存財源でございます。依存財源は熊本市から交付されました合併特例区交付金 239,462 千円でございます。

続きまして（３）目的別の歳出状況についてご説明致します。これは予算がどの行政分野に使われたかを分析するものでございます。一番下の合計の欄をご覧頂きますと、歳出総額で 231,026 千円となっております。分野別に主な歳出の内訳を申し上げます。まず総務費の 191,832 千円には特例区協議会構成員報酬及び特例区長給与、共済費などの人件費 38,271 千円、新幹線関連の受託事業 152,202 千円などが含まれております。民生費の 10,149 千円は老人憩の家指定管理委託経費でございます。衛生費の 5,145 千円には健康の里フェスティバル開催経費及びふるさと総合健診委託料などの経費でございます。農林水産業の 300 千円は、産業祭の負担金でございます。商工費の 2,496 千円は、ふるさと祭り事業の補助金でございます。土木費の 2,360 千円は、雁回公園のし尿汲み取り手数料及び清掃委託料などの管理経費でございます。教育費の 18,744 千円は公民館の高齢者学級講師謝礼 579 千円、保健体育総務費の富合町体育協会活動補助金 1,130 千円及び保健体育施設費の電気代・ガス代等の燃料光熱費が 4,029 千円、雁回館管理経費 4,479 千円、屋外運動場雁回公園管理経費 5,598 千円、それと A E D 等の備品購入費 1,268 千円などが含まれております。

最後に（４）性質別の歳出状況についてご説明致します。これは予算がどの様な性質の分野に使われているかを見るものでございます。分野別の構成比は、義務的経費 15.7%、投資的経費 65.9%、その他の経費 18.4%となっております。内訳を申しますと、まず義務的経費の人件費は、特例区協議会構成員報酬及び特例区長給与などの人件費が 36,245 千円でございます。続きまして投資的経費の普通建設事業費は、新幹線関連の受託事業 152,202 千円でございます。次にその他の経費でございますが、まず物件費の 37,245 千円は、老人憩の家指定管理委託料 10,149 千円、ふるさと総合健診等委託料 4,461 千円、雁回公園及び雁回館などの体育施設の管理委託料が 11,483 千円及び電気代などの燃料光熱費 4,029 千円その他、特例区ホームページ維持管理のための委託料 277 千円、A E D 等の備品購入費 1,268 千円などが主な内訳でございます。最後に補助金等の 5,334 千円は、健康の里フェスティバル開催に伴います講師謝礼 237 千円、産業祭負担金 300 千円、ふるさと祭り事業補助金 2,496 千円、高齢者学級開催に伴います講師謝礼 579 千円、富合町体育協会活動補助金 1,130 千円などが主な内訳でございます。

以上が平成 21 年度富合町合併特例区一般会計決算の概要でございますが、円単位での款項目ごと内訳につきましては、お手元の決算書及び決算附属書に記載してございますので、ご確認頂ければと思います。

続きまして平成 21 年度富合町合併特例区一般会計審査意見書についてご説明申し上げます。平成 22 年度第 5 回富合町合併特例区協議会冊子資料の 11 ページをお開きください。決

算内訳につきましては、事前にご自宅の方にお送りさせていただきました決算書等と同じものでございます。冊子の方にまとめてありますので、そちらの方をご覧ください。

審査の対象・審査の期間・審査の方法については、ここに記載してあります通りでございます。審査結果につきましてご説明申し上げますと、様式・計数共に正確であると認められております。なお予算執行において、歳入予算において一部収入未済となっているものや、歳出予算において不用額となっているものがありましたけれども、適正に執行されていると認められているところでございます。ご指摘にありました収入未済につきましては、健康づくり総合センター使用料の未収入分でございますが、現在は全て収入済となっております。また不用額の大きなものは、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の新幹線関連工事等の遅れが原因で、榎津排水機場関連の工事請負費等が未執行となったものでございます。以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

田中 榮信 議長

ただ今、事務局から説明がありました「協議第1号」につきまして、ご質問ご意見などはありませんか。

小山 一美 委員

一般会計とは別に、投資的予算と申しまして、新幹線の車両基地も含めて19億円ばかり富合町にきていたと思いますけれども、これの使い道と申しますか、そういったものはどのようなになっているのかわかれば、おおまかで構いませんので、説明をお願いしたいと思います。

事務局

その19億円と言われるのは受託事業で鉄道建設・運輸施設整備支援機構の方と協定を結んだ金額の事でしょうか。

その受託の分についてはですね、排水機場と排水路工事にほとんど使っております。清藤と碓江の排水機場だったり、榎津と志々水の排水機場、その関連の排水路工事に使用しております。

委員

道路には使われていませんか。

事務局

アクセス道といたしまして古閑跨線橋がございますが、その関連での道路整備といった部分も行っております。工事の主なものとしては、やはり排水路関係の工事でございます。

小山 一美 委員

ほとんど新幹線関連に使われたわけですね。

事務局

そうです。

米原 靖男 委員

新幹線の関連ですけれども、一般会計の決算附属書の 11 ページですかね。この中で、新幹線対策費が予算現額で 176,000 千円で、支出済額が 152,200 千円となっております。不用額が約 23,000 千円でているわけですが、この不用額というものをいさずに出来るだけ予算を執行して頂きたいと思っておりますけれども、この内容につきましてご説明をお願いします。

事務局

新幹線推進班です。その不用額について若干ご説明を致します。先ほど総務課長の方も言いましたけれども、新幹線車両基地関係関連の工事の遅れ等がございまして、鉄道建設・運輸施設整備支援機構とも協議をした中で、当初は年内に発注するようなどころで行っておりましたが、どうしても年内に発注が難しいということになり、その 3 路線の工事については平成、22 年度に執行するようになっています。場所と言いますと新幹線の車両基地の東側・西側の両部分で、ちょうど今、外周道路を作っている所になります。その部分は早く出来るといって計画で、予算を組ませて頂きましたが、どうしても雨といった自然天候の影響もありますので、若干遅れが生じたということで、この 2 千万円ほどの不用額が出てるといって状況でございます。

村崎 博則 委員

不用額と言われると、何かもったいな、という感じがしましたので、できるだけ早く作業をして欲しかったと思いました。ですが、次年度に実施するということなんですね。

田中 榮信 議長

他に何かございませんか。

他にないようでございますので、原案のとおり認定ということでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

田中 榮信 議長

ありがとうございました。それでは協議第 1 号につきましては、原案の通り認定いたしました。



それでは次に報告第1号都市計画区域の再編成等につきまして、事務局からの説明をお願いいたします。

#### 事務局

今日は、都市計画課の方から来させて頂いております。よろしくお願いいたします。

熊本市の都市計画制度についてということで、ただ今お配りしました資料については、6月に当協議会の方には、既にお話をさせて頂いている部分が主でございます。

これをもちまして先週、嘱託員会議にもご説明させて頂いたところでございますが、今日申し上げたいのは1点だけでございます。最後のページ、今の資料の最後のページでございまして、都市計画決定と今後のスケジュールというところでございます。平成24年4月1日の政令指定都市移行を目標に準備作業に入りたい、というお知らせでございます。

ここに書いてありますように、都市計画区域の再編・区域区分につきましては、県の決定ということでございますが、これは市の方で素案を作成し、そして県と調整しながら、最終的に県が決定する、ということになります。また市街化区域内における用途地域、線引きが行われますと、その線引きの中でどういう用途があるのか、これについては熊本市の都市計画決定ということになります。そして市街化調整区域内におけます集落内開発制度、これは既に富合の方では基礎調査が終わっておりまして、先般申し上げましたとおり、12箇所が該当するというご報告はさせて頂きましたけれども、最終的にはまだまだ家が建つだろうと、いう事が想定されますので、最終的な確認の調査を行った上で具体的な、集落内の方に線を引きたい、というふうに考えております。これは熊本市でさせて頂きます。集落内開発制度につきましては、線引きと同時の導入ということを考えております。

平成24年4月1日の政令指定都市移行までに、今、総務省の方と最終的には政令指定都市を認可といいますか、やるのは総務省でございますが、そちらの方と話をする中で、相模原市とか新潟市のような事があってはならないと、あそこは違法状態だと、違法状態というか、熊本市においては政令市を認可する上であってはならないんだと、というようなお話もございまして、私どもとしては平成24年4月1日を目標に準備作業に入らざるを得ない、というように考えてまして、そのようなスケジュール案を今日はお話させて頂くということでございます。よろしくお願いいたします。

#### 田中 榮信 議長

ただいま事務局の方から説明がありました、都市計画区域の再編についてという事でございますが、これにつきまして質問等はございませんか。

#### 改原 明博 委員

この前の嘱託員会議でも説明を受けて、大体のところではわかりました。以前、協議会構成員で浜松市に行ったんです。浜松市は合併して政令市移行へ進行中だったんですけど、確

か私の記憶では、政令市になってから2年間は猶予を置くので、それまでにこの地目変更とか、将来的に、雑種地とか宅地にしたいのなら早い時期に申請しておいたほうがいいと、あとからでは非常に厳しくなってきた、どうにもならなくなるからという話だったと思います。

平成24年4月1日から施行するというのであれば、熊本市は政令指定都市になって2年間の猶予というのは全くないわけですか。

## 事務局

今、浜松市の例をお出しになられましたけど、猶予措置はですね、法的に出来るようになっております。私どももそれは当然のことながら、線引きになったら全く駄目という事ではなくて、今言われたような、我が家を建てたいんだとか、そういう計画がある人は、線引きになる前に届出を出して頂くと5年間の猶予がございます。ただ、何か生業というか、スーパーを建てたいとか、貸家を建てたいとか、そういうものについては、ちょっと難しいです。自分の家を建てるということであれば可能です。

既存権利の行使という事で、線引きが決まってから6ヶ月以内に申請さえして頂ければ、そしてそれから5年後までに開発行為が終われば、自己の住宅とか、自己の業務用であれば建設が出来るようになっております。ですので貸家とかそういうのはちょっと出来ないんですけど、自己の業務用、極端に言えば工場とか、そういうのもできるようになっています。

それとあと分家ですけど、分家は皆さんご存知かと思うんですけども、分家の考え方には、農家の分家というものがひとつにあるわけですが、農業者のお子さんも農業者であるということであれば、分家として建てる事ができます。あと、お子さんがサラリーマンということであれば、これがほとんどの場合なんですけども、線引き以前から持っておる土地であれば、そして3親等以内ということであれば、分家ということで家が建ちます。

それと、アパートは今度の集落内開発制度で、500㎡以内で、それと建てる規模ですけども1戸あたりで50㎡くらいの広さで4戸程度、1階に2戸、2階に2戸という規模のアパート・共同住宅は出来るようになります。あとは店舗ですけども、集落があつて、半径250m以内に50戸あれば日用品の販売店、そういうのは出来るようになります。ですから集落内であればわりと様々な建物が建てられるということになります。

## 小山 一美 委員

区域区分はですね、全く否定するわけではございませんけれども、富合町には車両基地が出来ましたし、これに500人くらい、それから区役所も富合町に来るようなことで、ここに200人、こういった方々で富合町に住みたいと言う人がたくさんおられると思います。そういう時に、こういった規制がかかると、やはり建てにくいという事もございますので、この区域区分をなるべく先に延ばしてもらいたいなど、少なくとも5年くらいは、先まで延ばしてもらいたいと思いますけれども、5年でも10年でもいいですから。

## 事務局

今回線引きを行う事と同時に、集落内開発制度を導入すると、いうことで、言わば線引きの地域といいますのは、悪い事もありますけど、無秩序を回避するという事になります。その一定の集落、要するに、4m以上の道路があったりとか、また排水施設がある程度の基盤が整ってるとか、そういった所に出来るだけアパートとか住宅とか、家を建てたい人はそちらの方に集約していこうと、というのが集落内開発制度の趣旨でございますので、そういった趣旨で私どもは、線引きと同時に集落内開発制度を導入したいということです。これは非常に緩い制度で発足させたいと思っておりますので、その辺はご理解を頂きたいと思っております。

それと線引きの問題でございますが、やはり政令指定都市すなわち線引きという事がやはり必須ということになっております。これは法的にするということになっておりますが、総務省としては、政令指定都市移行後に線引きが行われるような状態は違法状態だという事で、単に総務省の担当とか係長とかその辺の話じゃなくて、総務省の総意という部分で、しっかり熊本市の方には伝わってきておりますので、そういう事を踏まえたと、やはり線引きまでは終えておかないといけないということで、作業に入らせて頂きます。

## 小山 一美 委員

富合町にとっては、違法と言われましても、住民にとっては、非常に厳しい問題がございます。どうぞひとつ住民の意見を十分に聞いたうえで素案づくりなどもやってもらいたいなと思います。よろしくをお願いします。

## 事務局

素案づくりに関しましては、先般も囑託員さん方の会議の際にも申し上げましたとおり、色々厳しいと言いますか、基準がございまして、その辺もまず協議会構成員の方々にはご理解頂かないといけませんし、先ほどありました新幹線車両基地、あるいは富合新駅、またこの区役所周辺をどうするのか、ということも含めて、その形状の中におきまして、私どもも出来るだけの工夫はしたいと思っておりますが、皆さんにもその辺のご理解を頂いた上で、住民説明会に臨んでいきたいと、そういうふうに思っております。

## 野口 ミナ子 委員

今、富合町の中で話題になっているのは、線引きがあると、ここはみんな調整区域になるのであろうという想像なんです。私はそう決まったものではないという気がするので、その点について。それと市街化区域になった場合の農地とか宅地の取り扱いとか、そういうことの説明も必要ではないかなというのをいつも思いますので、その点について、合わせて2点の説明をお願いします。

事務局

まず、この辺というのは、総合支所周辺ということですか。

野口 ミナ子 委員

富合町域の全部が全部、市街化調整区域になるものではない、ということを確認したかったのです。

事務局

分かりました。基準の中で、我々がちょっと頭を痛めているのが、現況で1ヘクタール当たり40人以上の人口密度が必要だということです。これからここには家が建って市街化するからと、宅地化したいからという思いだけでは、市街化区域には編入できないと、編入というか、そういう線引きにはならないと、そういうところでご理解を頂きたいと思えます。で、そのような人口密度の話ですとか、あともうひとつ、富合総合支所周辺に市街化区域を貼るとなりますと、基本的には飛び地的な市街化区域の貼り付けになるわけですけども、その場合は、市街化した地域が20ヘクタール以上の規模が必要だとか、色々な要件がございます。これもまた改めてご説明を差し上げたいと思っておりますが、そういう事を、今、基礎調査で調査しようと、その調査を委託発注をしようという段階です。もうすぐ委託発注させて頂きましても、その調査結果を見て、皆さん方に結果をお知らせし、このようになりましたという話はさせていただきたいと思っております。

野口 ミナ子 委員

どうなるかっていうのを知った上での議論は必要かなと思います。ここが市街化区域になるかならないかという前提があれば、また皆さんの意見もいろいろ違ってくると思います。

事務局

私どももこの集落内開発制度は非常に緩々で、むしろ市街化区域の低層の住宅街の市街化区域よりも、集落内開発制度の方が、小規模のスーパーを認めたりとか、アパートを認めたりとか、そういうことで非常に緩いものになっております。こちらの方は開発手続きできますが、一方の市街化区域では都市計画税がかかる。農地も宅地並みにかかります。税の問題、固定資産税の問題、都市計画税の問題もございます。そういったものの総合的な情報提供を住民の方々にはする必要がある、というふうに思っています。そういうひとつのプロジェクトを組んだ説明会というのは必要あると思えます。

田中 榮信 議長

それではちょっと私の方から。

合併するときに、合併法定協議の中で、熊本市長も、都市計画については、色々と今後研

究をし、住民の意見を良く聞く、というようなことを了解されていると思います。皆さん方もそうだろうと思いますが、そのあたりのことを課長さん方は、どのくらいまで考えておられるのか、今後の政令都市移行までの都市計画の区域の決定なり、色々あると思いますし、また、素案を決定をされる、作ったり作り直したりという事もございますでしょうし、色々あるかと思いますが、先ほど申しましたように、市長は、住民が暮らしやすい行政をしていきたいと、特に旧富合町につきましては、昔の都市計画区域の中に入っても緩和優遇していくから、というようなお話でございましたので、私達もそれを市長の思いと理解しておるわけですから、ましてや職員の課長さんたちも富合町には是非そうした緩和策を十分にさせて頂けるというふうに思っておりますので、そのあたりのところをどの様に考えておられるか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

#### 事務局

今の緩和という言葉の中には、まずは合併協議の時に、集落内開発制度、富合の方からの陳情が議会の方から出ております。県よりも緩和するような形で、また早期の制度の導入ということでの陳情だったと思います。私どももその辺は十分踏まえた上で、集落内の制度は作らせて頂きました。県の基準での線を集落内に指定した場合は、富合町では確か4箇所か5箇所ぐらいのシミュレーションだったと思いますが、熊本市の集落内開発制度の基準では、ほとんどの集落が制度内の集落ということになります。そのようなところからも非常に緩和してあるといえます。あと建物の要件なども県では認めてない共同住宅なども認めるというような事しておりますし、この辺はご理解、ご了承を頂いてるのかなと私どもは思っております。

それと線引き、これから線引きの作業基礎調査、そして線引きの作業に入っておりますけれども、出来れば素案を本年度内に作りたいと思っております。その素案を作る前には、皆さん方に、特に協議会、それと嘱託員さんの会議には、逐一情報提供を含めて、色々先ほどから申しましたとおり厳しい基準とか、国の基準がありますので、我々も工夫しながらその基準に則ってやりますが、皆さん方のご意見も損なわずに、まずは意見を十分お聞かせ頂いて、反映出来るものは反映させていきたいと思っております。ただ基準は厳しいものでございます。線引きも最終的には県が決定するものでございますので、なかなか皆さんのご要望に添いかねるところもあるかもしれませんが、きちんとした説明と、皆さん方からご意見を頂くという事に関しては、やっていきたいというように思っております。よろしくお願ひします。

#### 村崎 博則 委員

ちょっと蒸し返すようでございますが、富合町が合併する時から、この問題が一番ネックだったのですよ。先輩の議員さんたちが、国会議員とか県議会議員とかに強く要望されて熊本都市計画区域から外されたという経緯があるんです。それを今また元に戻そうということ

ですかね。実際のところこのままが一番いいと思うのですよ。やはり線引きというものは、しないといけないものなのですかね。

#### 事務局

このことに関しては、くつき先生もそういう強い思いがありまして、議会で一般質問をされております。それで市長も都市計画法には矛盾がある、というような話を国土交通省の方に2回ほどされております。しかしながら、この都市計画法という、いわば基本的なものが、国土交通省の方も見直しに着手しているとは言われますが、すぐに改正ということにはならないのではないかと考えております。少なくとも政令市になるまでは現法制度の中で動かざるを得ない、というのが正直なところでございます。天明とか飽田の方々も同じような思いで今までおられました。ただ集落内制度で非常に今は喜んでおられる部分もございます。そういうことで集落内制度、非常に緩和させて頂いておりますので、そういった中で住宅なり、コンビニなり、そういったものを建てる事も可能でございますので、集落内開発制度で、是非とも、ご理解を賜らなければいけないのかな、とは思っております。

#### 米原 靖男 委員

すみません、只今、執行部の方から話がありました、本年度内には素案を作成したいとお話がありました。その中には構成員や、嘱託員さん方の意見をしっかり反映して作成して頂きたいと思っております。

先ほども村崎委員からも話がありましたように、富合町がこれからどうなるのかという心配は、まさにこの都市計画区域の線引きにあります。

協議会構成員と嘱託員それぞれの意見、それと各集落の特性というものがありますので、簡単にはいかないと思っております。例えば中心の集落とか、城南町との境界、それと宇土市との境界の特性といったものを十分に加味され、そして富合町のマスタープラン・総合計画、こういったものを熟慮の上に、計画をし、5年先10年先の禍根を残さないような素案を作成していただきたいと思っております。出来るならば富合町としましても、平成24年4月1日を目指して準備していきたくと思っておりますが、協議会構成員とか嘱託員さんの承諾だけでは、やはり町民の意向に反するかなという思いがありますので、そここのところで、ご理解を頂きたいと思っております。

それから、先般も質問したかと思っておりますけど、現在、富合は宇土都市計画区域に位置しておりますが、政令市移行に向けての線引きについて宇土市との協議はできているのかということをお聞きします。

#### 事務局

線引きに関しましては、先ほども言いましたように、国の厳しい基準がございまして、現状で、市街化しているところに対して、基本的には市街化区域の線引きを行う形になります。

正直申しまして、国の厳しい基準がございまして、区役所が出来るこの周辺が、市街化区域になるかどうか、これは区画整備事業をどうするのか、区画整理事業が仮に認可が取れてる、というような段階でしたら、そこは市街化区域に編入が可能ですけども、今の段階で認可が取れていない物があったら、県だけが都市計画が決定している、という段階では、これは市街化区域にはなりません。そういった色々諸々の要件がございまして。そういう意味では、非常に富合地区は厳しいだろうな、というふうに思います。

ただ私どもが工夫次第と言いますが、都市計画の線引きが仮にされなくても、地区計画とか面的な開発の手法がございまして。それと集落内開発制度ですね。こういったもので、その集落内に開発をしていくというようなことができます。色々な開発の手法等も含めて、そういったものが仮に運用されますと、その面的に地区計画が降りてきたところが、次はそこが市街化区域になるかなとか、そういった事で 10 年後またそれが市街化区域に反映されるかもしれないし、色々制度を駆使して、富合町の町づくりをどうしたらいいかというのは考えていきたいというのは思っております。素案を作る、もしくは作る前の段階でも、色々な情報提供は皆さん方に提供したいと思っております。よろしくお願ひします。

野口 ミナ子 委員

ちょっとお尋ねですけど、集落内区域指定というものが決まりますよね。そうすると、その中の宅地の扱い方とか農地の扱い方についてはどうなるんですか。例えば固定資産税とか、併用の分とか。

事務局

基本的には、すぐにはあがらないと思います。今のままですね。

固定資産税っていうのは需要と供給のバランスというか、需要が多ければ、その周辺の価格が上がってまいりますので、それが固定資産税の方に反映されるというような形になりますが、早々にはあがらないと思います。

野口 ミナ子 委員

集落内区域指定外の中で、宅地化が進んでいけば、おのず上がるっていう事になるんですか。

事務局

上がる可能性はあります。

松永 隆 委員

最初にその話を聞いたときには、集落内開発区域に関しては、現状のままということでは、お聞きませんでしたか。集落内開発に関して、そのかぶったところは、そこら辺は変動はない。

今のままだと。

事務局

すぐには変動ありません。

松永 隆 委員

「すぐに」というのは聞いてない。「変わらない」ということで聞いてます。前々回の協議会においての説明で。

事務局

正しい情報といたしましてはですね、そこを集落内開発制度の線引きが行われ、その中で住宅がどんどん建つようであれば、取引価格というようなものに、固定資産税が反映される可能性はあります。ただ、あくまで農地である以上は、ただちに集落内指定したからといって、固定資産税があがるってことはありません。

松永 隆 委員

度々と申し訳ないのですが、皆さん方からのこれまでの質問をお聞きになったら、富合町の状況をどんなに心配されているのか、ということが分かると思います。富合町も全国2例目で熊本都市計画区域から離脱し、宇土都市計画の中に入りました。ということもあり法定協議会の中では、要望書も出して、市長も「住民の意見を十分に聞き配慮しながら集落内開発に関しても、進めていくつもりです。」ということをお答えしておられます。実際的に新潟地域あたりは、結局その議論の中に、政令指定都市＝区域区分という議論が入っていませんでした。しかしながら、富合町・城南町、そういった3町に関しては、そういう議論をしてきたんです。その議論の中で、集落内開発して、住民の意見をよく聞くという返事もいただいています。しかし、先ほども都市計画課長とのやり取りでもあったように、「聞いた」「聞かない」といった食い違いがあるんですよ。必ず。

都市計画に関しては、県の権限というのがあるんですけど、僕は県ではなく都市計画課長の権限で進んでいるというような話を聞いてるんですよ。だから、以前も法定協議会の時に言ったんですけど、やはりその政令指定都市になったときに様々な権限というものが熊本市に移行するわけですが、都市計画に関しては、これまで熊本県が権限を持っているとはいっても、熊本市が作ってきた都市計画が県をフリーパスで通ってきた、というふうに私は感じているんですよ。だから住民の方も、合併する前にそのような感じで、やはり富合町は農業地域というところで、自分たちの土地が将来どういうふうになっていくのかというのは、先ほどからもう何回も質問されるように、住民の皆さんは非常に心配されております。もちろん税の問題もあります。だから、集落内開発については緩和された制度となっていますけれど、その辺の緩和の内容を住民の方に説明をし、情報を提供していかないといけないのです。



よ。私たちはある程度わかりますけど、住民の方は「これはどういうことだ。」「なんでそうなるのか。」などということになり、ひとつひとつの質問に対してそれを説明するというのは非常に厳しいものかもしれませんが、平成 24 年 4 月に、間に合わせたいとばかりの流れで、線引きの計画を無理矢理に行政の方で進めていってもらっても困るんですよ。だから法は法で、もちろん、例えば新潟市などは違法という形を取られ、今も線引きがなされていないですが、だからといって「うちも違法をしろ」という事じゃないんですよ。住民が、ある程度納得した形の中で、集落内開発という都市計画を考えて説明して頂かないと。やはり住民が納得した上で、「ああ、それなら仕方ないね」「熊本市と合併し、政令指定都市になる以上は仕方ないだろう」と納得したならばできると思うんですよ。

私はこの集落内開発の線引きに関しては、作業を委託されて、集約された情報を元に簡単に線を引かれるのではと危惧しているんです。その線引きのところがこれから一番重要になるんですよ。そこの線引きのところが一番重要になるからこそ要望書を出しました。市長からも住民の意見を聞いて、その集落内開発の線引きを行うという点を強調して頂いて、「ここで線引きします。」「ここで線引きする意味は、こういう理由があります。」と説明していただき、「なぜ、道路がここにできないのか。」「ここには家が建っているじゃないか。」そういう色んな話が出てきたら、平成 24 年 4 月の期限にこだわらず、住民の意見を十二分に踏まえたうえで、素案を作りしっかりまとめあげて、再び住民におろして欲しいと思います。そういう意見は嘱託員会議の中での話にもあったと思うんですよ。ですから、違法をしろということじゃなくして、何回も言いますが、そこを、住民に説明して、やっぱり納得したものを形にして欲しいのです。

行政の方はきちっと法の中で動いていかなければ、やり難い部分があるのは分かっているんですけど、住民の方は都市計画の問題を、非常に心配されて、合併協議の中でも要望書を出し継続審議にしてきました。そういうところでは富合町はまた新潟市などとは違った意味合いがあるんですよ。平成 24 年 4 月に決定するって事じゃなくして平成 24 年 4 月までに皆さんが納得し、ある程度その辺の理解を得れたら、私はそれも構わんと思います。今月から作業を委託されるということですので、その作業終了後に内容を経過報告や進捗状況報告といった形で説明をしていただきたいと思います。

## 事務局

まず、平成 24 年 4 月 1 日までに、線引きをすることは、完全に言い切っておりません。政令市移行を目標に準備作業に入る、というような言い振りでございます。と言いますのは、住民の方々のご理解も然ることながら、我々と都市計画決定権限がある県、そして県の上の国との協議、特に農水省と国交省との協議にかなり時間がかかるだろうという事がございます。我々も皆さん方のご意見を、十分に反映、先ほど構成員さんのお話では熊本市の都市計画が主導で、線引きも出来るんじゃないかというお話もありましたけども、私どもそれが出来れば非常にありがたいんですけども、それがなかなか難しいところです。

今、農地の部分を今後宅地化開発したいから、というふうなことで市街化区域に入れるということはなかなか出来ません。で、それをまた県の方に、「とにかくあげればいいじゃないか。」と言われましても、今度は国の農水省の方が、「この農地に関しては駄目だと。」というような話になり、2重3重の変更がかかってきますので。正直言いまして我々としては、今の都市計画法の基準の枠内でいかに工夫が出来るか、という事に力を注ぎたいと思っております。そういう事をひとつひとつ、皆さん方にはこれからもご説明をしたいと思えます。これはまだ私の腹の中ですけども、次は都市計画の基準とかですね、今、調査をやろうとしておりますけれども、どういう調査をやろうとしているのか、それはこういう基準を満たす為に、こういう調査をやっているんだ、というようなお話とか、先ほど言いましたように、都市区画整備事業の問題ですとか、そういった事もですね、もうちょっと次の段階では情報を提供して参りたいというふうに思っています。いずれにしても、準備説明会で「素案は熊本市の方で作りました。これで参ります。」というふう事は、するつもりではありません。皆さま方に、経過も、その途中経過も含めて、色々なご説明を差し上げていく、その結果、こういう素案が出来ましたという事で、住民の方には説明に入りたいと思っております。よろしくお願い致します。

#### 松永 隆 委員

最後に付け加えですけど、富合町も農業振興地域整備計画とかありますが、新幹線が来て高架橋ができたりという状況で、杉島地区の西側あたりの田んぼなどは、もう農地として役立たないような感じのところもあります。そういったところも踏まえて、そういう土地を持つ方々の意見も聞いて、最終的に集約して頂きたいと思えます。富合町は農業地帯なので、どこにでも農振を被っている土地はあります。例えば、その農振の被っている土地のその真ん中に家を建てるということは、全くこれは無理な話ですが、ただそこら辺の、周りの緩和という事に関しては、その集落内開発で、やっぱり 50m50 戸単位のやつをものすごく緩和して、10戸だったり 30戸だったり、それをひつつけたりとするパターンがあるんで、そこら辺をものすごく有利に計らうような、形でお願いしたいと思えます。必ず地域に話をしておして頂きたい。

#### 改原 明博 委員

今、市街化調整区域は法的には速やかに制定しなさいということですが、今度は市街化区域というものは富合の中にも、ある程度は線引きがなされるわけですよね。市街化区域というものは富合では全くもって0ですか。

#### 事務局

先ほどありましたように、1ヘクタールあたりの人口密度とかですね、そういったものを今から1ヘクタール毎に区切って、確認をしなければわかりませんが、その辺は非常

に厳しいということだけは、私どもは地図を見た上でのイメージとしてはございます。全部かどうかは今のところはわかりません。調査結果が出た段階でまたお示ししたいと思います。

改原 明博 委員

市街化区域というものも富合町のある程度の発展の流れを考えると、どうしても必要だと思うわけですが、その中でも農家の方は、先の見通しが立たない中、これからの土地利用を考えると少しでも市街化区域を広く、建築の制限が厳しくないような地区にしてもらいたいという思いがあると思うんですよ。

富合地域内に市街化区域を何箇所か作られた場合の想定ですが、その中に含まれた農地というものは、宅地並み課税となるわけですよ。

事務局

すみません、私どもも、税に関してはあまり詳しくないもので。また次回になんらかの機会に、税の方の者も連れてきたいと思います。それと農政関係の者も連れて来たいと思います。いずれにしてもですね、市街化区域の線を引く際に、農業を今後とも継続するという人の調査は必要と思います。

事務局

それと狭小宅地といって面積が小さければそれだけ課税されません。宅地があって、家が建っているとまた減税になるし、ですから一概には税金が高くなるとはなかなか言えない部分があります。

懸念される税のひとつには都市計画税があるかと思います。市街化区域では0.2%の税が加わります。後は先ほども言いましたように、宅地が小さければ、減税の対象になりますし、自分の住宅用地であれば、また減税がありますので、一概に高くなるのかどうかといたら、今の状態とほとんど変わらないと思うんですよ。今は自由に建てられる。市街化区域も自由に建てられる。集落内開発制度を活用するところも、ある程度その用途であれば自由に建てることができますので、今の状態とあまり変わらないと思います。

松永 隆 委員

説明が足りないのか、理解力が不足しているのかは分かりませんが、現状として住民の方は、そこまでの制度の内容を理解されてはいませんよ。

内藤 信博 委員

先ほどから協議会と嘱託員会議の方に随時報告をするというお話ですが、関係する組織として定例農業委員会というものもあるかと思いますが、そちらの方にも報告というのは考えておられますか。

事務局

今のところは考えてませんが、必要があれば私どもは説明させて頂きたいと思います。

内藤 信博 委員

是非、農業委員会の方にも、定例農業委員会は毎月あっておりますので、素案を作られる前に、農業委員さんたちのご意見とか、こういった調査とかをやりますという事で、幅広く申し伝えたりして頂ければと思います。

それから「法律に定めが」「法律では」という事で、確かに言われてる事はわかるんですけども、法律というのは、人のためにあるものだと思うわけですし、富合の住民の方たちも、人であるということをございますので、富合町の人たちのためにならないような法律であればですね、県でも国でも、改善をして頂くように、ご尽力頂きますよう、要望しておきます。以上です。

事務局

素案作りには、国のとりまとめた法に基づく基準がありますので、その基準に基づいて今、どのような線引きになるのかっていうのを、今から調査をかける、というふうにしております。その辺の調査の結果ですとか、基準に関しましては、またご説明をしたいと思います。その上で、こういう基準に照らして線を引いた場合は、このようになりますと、この辺をまちづくりに考慮してくれ、ということであれば、その線引きに入れられるか入れられないかという話もあるだろうし、その後の開発の手法も色々ありますので、そういったものも総合的にミックスしてですね、皆さん方に「こういう方法もありますよ」ということでまたご提起してですね、線引きには入らないけれども、こういう開発の手法もあります。例えば国道3号線沿いであれば、私どもの方で指定路線にすれば、沿道サービス業とかレストランとか、そういったものの開発は出来ますので、そういった手法もございますし、色々なものがありますので、そういったものを総合的にちょっとお示しながら、ご説明をしていきたいというふうに思っております。

田中 榮信 議長

他にございませんか。

くつき 信哉 市議

「政令指定都市になったならば、線引きをする」ということは法で定めてはありますけども、これまで全面的に「線引きをする」という話は出てこなかったのに、急に「総務省が言ったから」と言って、線引きの話が出てきました。総務省が「線引きをしないとは、なんということか」と言っているというではないですか。正直申しまして、先ほど課長が話をされたように、都市計画は国交省、農地に関しては農林省、そして総務省が、我々地域の者の生

活の何を知っているのだろうかと言いたいですね。総務省は、「新潟は『違法』、相模原も『違法』」と言うだけで、それで済むものなのか、「政令指定都市移行も、多分に 21 番目が熊本市で、これで最後になるかもしれません。22 番目はもうないかもしれません。」と、そう言われているにもかかわらず、なぜ最後に政令指定都市移行の可能性が残されている熊本市にだけ、線引きの条件をつきつけてくるのか、政令指定都市になったら当然線引きをしないとイケないことは、皆さんも頭の中では理解しているわけですが、急にその話が出て来たことについて非常に疑問を持っているわけです。

富合町は、過去に、非常なエネルギーを使って、線引きを外した経緯があるのです。熊本市都市計画区域の線引きからの離脱をしたいと申し出ても、県も国も相手にすらしませんよ。そういう中で各方面に働きかけてやっとの思いで線引きから外れ、そして今のような線引きのない状態になりました。それなのに、「政令指定都市移行には線引きが・・・」と言う。今度は、緩和した集落内開発制度が利用できると言われても、天明や飽田の方では、集落内開発制度を喜ばれるかもしれませんが、富合町に関しては、先ほど話をしましたように、「今のままが一番いい」という思いがあります。これにはちゃんと意味があるんですよ。富合町は一生懸命頑張って今の状況にしたわけで、それが原点です。

私の役目は、地域の皆さん方の意見を聞いて議会で一般質問をすることにあると思います。ですから、地域に出て、都市計画の状況についてお話したり、地域の皆様の意見をいろいろと聞いて回ります。地域に出て話しをするうえで、1 点確認しておきたいことは、平成 24 年 4 月 1 日に政令指定都市になった時点で、線引きは決まっていなかったかもしれませんが、ある程度は決めていないとイケないと思いますので、どの時点でちゃんとした形の線引きが行われるのか、どの時点までには線引きをしなくてはいけないのか、その時期についてお尋ねします。平成 24 年 4 月 1 日までに議会議決を経て線引きをするのかどうか、日程によっては非常に無理をするような気がします。

また私は植木の原口議員にも城南町の八幡区長にも電話をかけた話をしました。やはり地域差はあると思いますが、それぞれにこれは大変な問題で、地域において地域の皆さん方と話していかないといけないと感じています。

特に、富合町の場合は、過去に市街化調整区域の網を被る、そしてそれを外すという経験していますから、そういう中で行政の冷たさとかも、地域の方々は十分知っていますので、今回の政令指定都市移行を踏まえた都市計画の線引き作業については、簡単にはいかないような面がある気が致します。

協力はします。けどやはりそここのところは、日程的なスケジュールをだけ作ってそれにあわせるといわれても、無理があるような気がしますし、十分に地域に情報を下ろしていただいて、地域に説明が必要な場合は、私も出向きますが、よければ都市計画課にも協力してもらい、都市計画課から説明をしていただければありがたいなと思います。

正直に申しまして総務省に乗り込んででも、総務省のどなたが、机の上から簡単に、「法律だから」と言われたのか知りたいところです。机上の論で言われたことで、どうして地域の

者が苦勞しないといけないのですかね。そういう事ですので、熊本市も、総務省などに、線引きができないならできないで、難しいなら難しいで、ちゃんと状況を伝えて戦ってもらわないといけないと思いますから、どうかよろしくお願いします。地域におりれば違う形で色々な意見が出るとは思います、そういうこともどうか認識して欲しいと思います。

## 事務局

基本的には、都市計画決定をいつ行うかという事に関しては、これは、先ほどご説明しましたように、県の決定になりますので、県の方が都市計画決定をやる、我々はしかるべき時期に、議会の方へは報告はしなければいけないかとは思いますが、議決事項ではないという事です。従いまして、県の方の言いぶりも、昨年協議をしている時には、「平成 24 年度内くらいにはしないといけないでしょうね。」というくらいのことでした。しかし、総務省からの話があった段階で、「平成 24 年 4 月 1 日までにやると。」いう事で県の方は意気込んでおります。そういったところもございますので。私どもとしては、それに向けて準備作業に入ることになります。「総務省はなんたるもんや」という話もございましたけれども、総務省が政令指定都市移行を決めるところでして、政令指定都市移行には、こういう法的なものがきちっと準備が整っているという事が条件になってまいります。

あとはその他、職員の給与に関する問題から、まあ色々な事まで全部、総務省の方が口出しするわけですけども、今回の線引きに関しては、私どもの副市長、寺崎副市長が、総務省から来ておりますので、確認を何度も行ってありますが、これは総務省の総意だということ、言われております。これは先生の方からも寺崎副市長の方に、ご確認を頂ければと思います。そういう事もございまして、私どもとしては、協議せざるを得ない、という状況にございますのでよろしくお願いします。

## くつき 信哉 市議

わかりました。お互いに立場の違いがありますので……。私は議員だから政令指定都市移行を望まないといけないのですけれども、地元の皆さんは、「政令指定都市にはならなくてもいい。」と言われるかもしれませんから、そこが違うんですよ。「政令指定都市になると、何が変わるのか。」「政令指定都市になることは望んでいないので、線引きも必要ない。」ということが出てくるでしょうし、私は政令指定都市になれないのは納得いかないかもしれませんが、そういう事も含めましてですね、線引きの問題は大変な問題であるような気がいたします。

県もいよいよ意気込んでおられるのかもしれませんが、富合町が都市計画を見直す時、県は逃げ腰だったのですから。何度言っても、相手にもしなかったんですから。そういう過去を私たち体験しておりますので、県は、あんま意気込まず、地元の立場になって作業をしてくれないものかと思います。

田中 榮信 議長

他にございませんか。報告第1号につきまして、他にないようでしたら、次に進みたいと思いますけど、よろしいですか。

(「はい」の声)

田中 榮信 議長

それでは、報告第2号「今後の行事予定」について事務局から説明をお願いします。

事務局

今後の行事予定について、ご報告申し上げます。8月21日10時から、総合車両基地見学会がございます。そして9月2日から10月6日まで、市議会(第3回定例会)がございます。9月8日9時から特設人権相談、13時30分から嘱託員会議を行います。それと15日10時から、合併特例区協議会を予定しております。以上です。

田中 榮信 議長

はい、ありがとうございました。それでは、今後の行事につきまして、事務局から説明がありました、何か質問はございませんか。

(「はい」の声)

田中 榮信 議長

それでは、「その他」に入りたいと思います。「協議会の次回開催日について」でございますが、ただ今、事務局からの行事予定の説明の中でもありましたように、協議会の開催は原則として、毎月第2水曜日という事になっておりますが、熊本市議会が開会されるということもあり、来月は9月15日に定例会議をしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声)

田中 榮信 議長

それじゃあ次回の定例会を、9月15日10時からということで、お願いをしておきたいと思います。それでは他に何もないようでしたら、21日の新幹線の見学会について、部会長の方から説明をお願いしたいと思います。

松永 隆 委員

では地域振興部会の方から、8月21日土曜日の、新幹線車両基地の見学会について、皆さ

ま方にご連絡したいと思います。

先日の囑託員会議の後に、新幹線車両基地に行って、担当の方と打ち合わせをして、現地も見てきました。

8月21日は、10時からオープニングセレモニー、その後、12時まで見学会というような流れになっております。9時から地元関係受付開始ということで、これは富合総合支所職員の方と、私たち協議会構成員全員で受付を担当したいと思います。見学者には地元見学会用の入場証を渡しておりますので、受付ではその入場証にマジックでチェックをして頂き、見学者の方へ記念品を渡してください。

オープニングセレモニーは、田尻跨線橋が渡ってるその真下辺りで、セレモニーが行われます。オープニングセレモニーが15分から20分間くらいあるかと思えます。

見学は、800人が一斉にスタートすると大変混雑をしますので、300人、250人、250人の3班に分けて15分間隔くらいで、順番にスタートさせたいと思っております。また、ひと班が一時間程度でコースを回って見学し、退場していただくというような流れになっています。

トイレ関係ですが、車両基地が操業前でございますので、車両基地内のトイレは使わず、仮設トイレを設けておりますので、そちらをご案内してください。それと、救護室も準備しております。

次に、当日の集合時間と服装ですけれども、総合支所前に、8時に集合してください。その後、乗り合わせで車両基地まで移動したいと思いますのでよろしくお願いします。服装は、スラックスに白系の開襟シャツもしくはポロシャツで統一したいと思います。それと当日腕章を配ります。腕章を必ずはめて頂いておきたいと思っております。

大変暑い中でございますので、各自、水分補給等の熱中症対策をよろしくお願いします。

あとは事務局から補足をお願いします。

## 事務局

補足と致しまして、職員スタッフについても、8月20日に11時から、スタッフの会議を行います。その後16時半から現地の担当場所の確認のために車両基地の方に行くようになっておりますので、時間の都合がつかれる方は、一緒に同行して、現地を確認してもらいたいと思っております。集合は、16時15分に富合総合支所玄関前ということにしております。

当日は、見学者の方に、受付を早く済ませていただかないと、後が混雑しますので、受付がスムーズに流れるような誘導・案内にご協力をよろしくお願いします。補足としては以上です。

## 野口 ミナ子 委員

カメラを持って行こうと思いますが、自由に撮っても構わないのでしょうか。



事務局

構いません。カメラは自由です。

田中 榮信 議長

他に何かありませんか？これで協議を終了したいと思います、皆さんいかがでしょうか。

(「はい」の声あり。)

田中 榮信 議長

それでは、長時間にわたりご審議、ご協力いただきましてありがとうございました。

これで本日の全ての議事が終了いたしましたので、平成 22 年度 第 5 回富合町合併特例区協議会定例会を閉会致します。大変お世話になりました。ありがとうございました。

以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成22年9月15日

署名委員 小山 一美

署名委員 米原 靖雄